# 東海村水道事業公告第2号

東海村水道料金徴収等業務に関して、公募により企業提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補とする手続(公募型企画提案競技)を実施する。

令和4年12月1日

東海村水道事業 東海村長 山 田 修

# 1 業務の概要

- (1) 業務名称 東海村水道料金徴収等業務
- (2) **業務の目的** 東海村水道事業では、近年の人員適正化により、少ない職員数で効率的な事業運営を行いつつも、お客さまサービスの水準維持はもとより、今後ますます高度化・複雑化していくお客さまや社会のニーズへの対応力が求められている。

本業務は、民間事業者の技術力や創意工夫を活用することにより、水道事業のサービス 水準の維持・向上と、より一層の業務の効率化に加え、事業の基盤となる料金徴収等の業 務における更なる体制強化のため、村と民間事業者との協働作業を推進し、検針業務、調 定業務、収納業務、受付業務、滞納整理業務及びその他の業務を一括して委託し、安定し た歳入を実現することにより、もって安全で安定した水道事業の運営を持続的に行うこと を目的とするものである。

#### (3) 業務概要

ア 対象業務範囲

事業者が行う対象業務範囲は,水道の開栓から検針,収納業務を中心とした水道料金全般に関する業務であり、次に示す業務である。

- ① 受付業務
- ② 検針業務
- ③ 検算業務
- ④ 精算業務
- ⑤ 料金調定業務
- ⑥ 開栓・閉栓業務
- ⑦ 収納業務
- ⑧ 滞納整理業務

- ⑨ 給水停止業務
- ⑩ 検定満期に伴う量水器交換に関する補助業務
- ⑪ 水道施設台帳写しの発行に関する補助業務
- ① その他

#### イ 業務執行場所及び区域

執行場所 東海村水道課内

執行区域 東海村水道事業の給水区域全域 (滞納整理はこの限りではない)

ウ 委託方式

本業務は、水道法第24条の3に規定する第三者委託に該当しない委託である。

- (4) 委託期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 委託の上限価格 94,200,000円(消費税及び地方消費税を除く)

# 2 参加者の募集

(1) 募集方法 募集及び選定は、高度な技術と優れた創意工夫の活用を図るため、公募型企画 提案競技を実施し、東海村ホームページ及び東海村庁舎掲示板により公募する。 募集要領等は東海村ホームページに掲載するので、ダウンロードして使用すること。

## (2) 参加資格等

ア 参加者の構成等

参加者は単独企業とする。なお、一部業務の再委託については村の了承を得た上で認める。

#### イ 参加資格要件

参加者は、以下の各項の要件をすべて満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている 者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされ ている者でないこと。
- ③ 東海村暴力団排除条例(平成24年東海村条例第2号)第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。
- ④ 「東海村入札参加有資格者名簿」に記載があること。また、公告の日において、東海村から指名停止又は指名除外を受けていないこと。
- ⑤ 茨城県内に本店、支店又は営業所を有して事業を営んでいること。
- ⑥ 3年以上前から正社員であり、かつ、東海村または他の自治体の水道料金徴収等業務に おいて元請として3年以上の実務経験を有する(または同経験同社員から3年以上の 教育を受けている)業務責任者を配置できること。
- ⑦ 業務開始当初において,現(前)受託事業者のうち業務継続を希望する業務従事者の 雇用が可能であること。

⑧ 常時雇用関係にある4名以上の業務従事者(うち2名以上は正社員であること,うち2 名以上は1年以上の実務経験を有すること,また,うち1名以上は給水装置工事主任 技術者資格を有すること)を配置できること。

### 3 募集に関する手続き等

### (1) 募集及び選定等の日程

項目	日程
募集公告及び関係書類の公表	令和 4 年 12 月 1 日
募集実施要領等に関する質問の受付	令和 4 年 12 月 5 日~12 月 12 日
募集実施要領等に関する質問への回答公表	令和 4 年 12 月 14 日
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切り	令和 4 年 12 月 16 日
参加資格確認結果の通知	令和 4 年 12 月 21 日
企画提案書の受付締切り	令和5年1月6日
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年1月中旬
選考結果の通知	令和5年1月下旬
契約締結	令和5年2月上旬
審査結果及び審査講評の公表	令和5年2月中旬

#### (2) 募集実施要領等に関する質問の提出

- ア 提出期間 令和4年12月5日(月)から令和4年12月12日(月)17時まで
- イ 提出方法 募集実施要領等に関する質問書に必要事項を記入し,電子メールにより「5 本 業務に関する問合せ先」宛に提出すること。

# (3) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

- ア 提出期間 令和4年12月5日(月)から令和4年12月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く9時から17時まで。但し、12時から13時までは除く。)
- イ 提出方法 「5 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。代理人により 提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。
- ウ 提出書類 募集実施要領を参照のこと。

#### (5) 企画提案書類の提出

- ア 提出期間 令和4年12月22日(木)から令和5年1月6日(金)まで(土曜日,日曜日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く9時から17時まで。但し,12時から13時までは除く。)
- イ 提出方法 「5 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。代理人により 提出する場合は、提出時に委任状を併せて持参すること。
- ウ 提出書類 募集実施要領を参照のこと。

## 4 受託者の決定等

(1) **委員会の設置** 村は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「東海村 水道料金徴収等業務受託候補者選定審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置し ている。審査委員会の委員は、村の職員により構成している。

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施 審査委員会及び村は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。
- (3) 受託候補者及び受託者の決定 審査委員会が予め定めた提案評価基準に基づき,審査委員会 及び村の審査により受託候補者を選定する。審査は,参加資格の確認及び企画提案書等の 審査により実施する。当該受託候補者の選定結果を踏まえ,村は受託候補者を決定し,契 約交渉を行った後に受託者を決定する。審査の詳細については,提案評価基準を参照のこと。

## 5 本業務に関する問合せ先

東海村建設部水道課 担当:瀬谷,藤咲

所 在 地 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号

電 話 029-282-1711

F A X 029-283-2373

電子メール suidou@vill.tokai.ibaraki.jp